

# 姫路市立障害者支援センター等に係る指定管理者の指定について

## 1 管理を行わせる施設

### (1) 名称及び所在地

- |   |                     |                    |
|---|---------------------|--------------------|
| ア | 姫路市立障害者支援センター       | (姫路市保城309番地1)      |
| イ | 姫路市立かしのきの里          | (姫路市打越1352番地6)     |
| ウ | 姫路市立障害者体育館          | (姫路市増位新町二丁目37番地)   |
| エ | 姫路市立障害者やすらぎルーム      | (姫路市増位新町二丁目37番地)   |
| オ | 姫路市立在宅障害者デイ・サービスルーム | (姫路市保城309番地1)      |
| カ | 姫路市立書写障害者デイサービスセンター | (姫路市書写台二丁目7番地1)    |
| キ | 姫路市立広畑障害者デイサービスセンター | (姫路市広畑区正門通三丁目2番地2) |

## 2 指定管理者候補者

- (1) 名称 社会福祉法人姫路市社会福祉事業団
- (2) 代表者 理事長 段 守
- (3) 所在地 姫路市安田三丁目1番地

## 3 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

## 4 選定理由

姫路市社会福祉事業施設条例第11条第2項各号に掲げる基準及び姫路市指定管理者制度導入基本方針に定める基準を基に、指定管理者選定委員会が定める基準に基づき審査を行った結果、要求要件を満たされていることが確認され、指定管理者候補者に選定した。

## 5 評価内容

- ・ 社会福祉法人姫路市社会福祉事業団は、公立施設に求められる役割や責任を理解し、利用者ごとの特性に応じたサービス向上の取組や施設の持つ専門的機能の地域への展開など障害者施設運営の優れたノウハウを有し、今後も安定した運営が期待できる。
- ・ 施設の管理運営に当たって留意すべき事項（施設の設置目的の達成、利用者の平等

利用の確保、安全性への配慮等) についての認識も深く、優れた提案内容であった。

## 6 健康福祉局指定管理者選定委員会委員

	役 職	氏 名
委員長	姫路市 健康福祉局長	峯野 仁志
副委員長	関西福祉大学 社会福祉学部 教授 (学識経験者)	萬代 由希子
委員	姫路市民生委員児童委員連合会 副会長 (市民・利用者代表)	阿野 弥生子
	公認会計士	大辻 俊介
	姫路市 長寿社会支援部長	福本 裕丈

## 7 選定経緯

(1) 募集方法 非公募

(2) 選定委員会検討経過

第1回 令和6年 8月5日 施設の現地視察

第2回 令和6年 8月6日 現指定管理者に対する評価、申請手続要領、審査基準等の審議、決定

第3回 令和6年10月2日 申請書類の審査、プレゼンテーション及び質疑による審査、指定管理者候補者の選定

(3) 評価結果

各委員が以下の評価項目について、各種申請書類並びに申請者によるプレゼンテーション及び質疑に基づき厳正な審査を行った結果、要求要件を満たしていることが確認され、指定管理者候補者に選定した。

	大項目	中項目
評 価 項 目	事業計画等の評価	施設の管理運営方針
		施設の効用を最大限に発揮・管理経費の縮減
		施設の管理を安定して行う能力
評 価 項 目	管理運営経費の評価	指定管理料提案額 (単年度平均：721,343,200円)
		収支計画の妥当性

(4) 議事要旨

- ・第1回選定委員会（現地視察）

姫路市総合福祉通園センター所管障害者施設（7施設中6施設）において、指定管理者が施設概要等を説明し、施設の視察を行った。

- ・第2回選定委員会

事務局から指定管理者導入基本方針を、施設所管課から各施設の概要を説明した。申請手続要領（案）、審査基準（案）について審議が行われ、いずれも原案のとおり決定した。

- ・第3回選定委員会

事務局の説明により書類審査を行った後、申請者によるプレゼンテーションを実施し、審査を行った。

審査の結果、申請者を指定管理者候補者に選定することに決定した。

選定結果の内容について審議を行い、本報告書を作成した。

## 8 候補者の決定

令和6年10月11日開催の指定管理者制度運用委員会において候補者を決定